## 換価申出書

## 記載要領

- 1 「換価申出書」は、国税通則法第105条第1項により、再調査の請求人が、再調査の請求の係属中において差押財産の換価に異存がない旨を申し出る場合に使用してください。
- 2 「1 再調査の請求」欄の「(2) 再調査の請求に係る処分」欄には、係属中の再調査の 請求の対象となった処分の日付及び名称を、例えば次のように記載してください。
  - 平成・令和×年×月×日付の平成・令和×年分所得税の更正処分及び過少申告加算 税の賦課決定処分
  - 平成・令和×年×月×日付の自平成・令和×年×月×日至平成・令和×年×月×日 事業年度分法人税の重加算税の賦課決定処分
  - 平成・令和×年×月×日付の源泉徴収に係る所得税□□円の納税告知処分及び不納付加算税◇◇円の賦課決定処分
  - $\bigcirc$  平成・令和×年×月×日付で△△△についてされた△△△差押処分
  - 平成・令和×年×月×日付の△△△のために国税徴収法××条による第二次納税義 務告知処分
  - 平成・令和×年×月×日付の平成・令和×年分××税の納税の猶予不許可処分
  - 平成・令和×年×月×日付の相続税延納申請却下処分
- 3 「2 換価を申し出る財産」欄の「(2) 差押財産の所在及び名称・数量等」欄には、その財産の所在、名称、数量、性質及びその他の事項を簡記してください。